

令和3年3月17日

令和3年千葉市教育委員会会議第3回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第3回定例会議事日程

令和3年3月17日(水)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 令和3年第1回千葉市議会定例会について …… 1
[総務課]
 - (2) 令和4年度教員採用候補者選考について …… 3
[教育職員課]
 - (3) 千葉市立千城台わかば小学校の仮校舎から本校舎への移転について …… 15
[学事課]
 - (4) 令和3年度千葉市立高等学校入学者選抜について …… 17
[教育改革推進課]
 - (5) 令和3年度千葉市小中一貫教育校について …… 19
[教育改革推進課]
 - (6) 令和2年度千葉市教育研究奨励賞について …… 21
[教育指導課]
 - (7) 椎名公民館の休館延長について …… 23
[生涯学習振興課]
- 8 議決事項
 - 議案第7号 千葉市子ども読書活動推進計画(第4次)の策定について【別冊】
[中央図書館管理課]
 - 議案第8号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について …… 25
[総務課]

- 議案第 9 号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について
…………… 2 7
[教育職員課]
- 議案第 1 0 号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正
について
…………… 2 9
[教育職員課]
- 議案第 1 1 号 千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター
管理規則の一部改正について
…………… 3 1
[生涯学習振興課]
- 議案第 1 2 号 千葉市立博物館管理規則の一部改正について
…………… 3 3
[文化財課]
- 議案第 1 3 号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正につ
いて
…………… 3 5
[教育改革推進課]
- 議案第 1 4 号 千葉市立中等教育学校管理規則の制定について
…………… 3 7
[教育改革推進課]
- 議案第 1 5 号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正
について
…………… 7 1
[教育改革推進課]
- 議案第 1 6 号 千葉市立学校教員採用選考規程の一部改正につい
て
…………… 7 5
[教育改革推進課]
- 議案第 1 7 号 令和 4 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者
選抜について
…………… 7 7
[教育改革推進課]
- 議案第 1 8 号 職員の人事について
[教育職員課]

9 その他

10 閉 会

令和3年第1回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

1 会期 2月10日～3月3日

2月16日～17日	代表質疑
2月24日	予算審査特別委員会分科会
2月25日	教育未来委員会
3月1日～2日	一般質問
3月2日	予算審査特別委員会分科会報告、意見表明、採決
3月3日	常任委員会委員長報告、討論、採決 追加議案採決

2 提出議案の審議状況

(1) 令和2年度千葉市一般会計補正予算（第11号）

【令和3年教委議案第1号】

(2) 千葉市中等教育学校設置条例の制定について

【令和3年教委議案第3号】

(3) 中等教育学校の設置に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について

【令和3年教委議案第4号】

(4) 令和3年度千葉市当初予算（一般会計・学校給食事業特別会計）

【令和3年教委議案第2号】

※(1)～(3)については、教育未来委員会の審査を経て、3月3日の本会議において可決された。(4)については、予算審査特別委員会分科会の審査、予算審査特別委員会採決を経て、3月3日の本会議において可決された。

3 代表質疑・一般質問

(1) 代表質疑（議員が執行部に対し、予算議案など現に議題となっている事件について、討論、採決に入る前に、会派を代表して、その疑義を質すために行う発言）

4会派から通告があり、全てが教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な内容
- ・外国人児童生徒教育の充実について
 - ・中等教育学校の設置について
 - ・子どもへの性犯罪・性暴力対策について
 - ・（図書館）施設の老朽化について
 - ・学校施設の環境整備について
 - ・ICT支援員について
 - ・アフタースクール事業について
 - ・加曽利貝塚の魅力向上について
 - ・GIGAスクール構想について
 - ・学校へ通えない子どもたちへの支援について

- ・給食室へのエアコン設置について
- ・新型コロナウイルス対策予算について
（35人学級の実現、分散授業、少人数指導の推進、選択登校制の導入・オンラインによる学習指導体制、感染者が発生した場合のクラス全員へのPCR検査）
- ・学校校則問題について
- ・花見川図書館とこてはし台公民館の複合化について

(2) 一般質問（議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言）

12人から通告があり、うち4人が教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な内容
- ・コロナ禍の諸施策について（自宅待機時の学習保障、家庭でのオンライン学習時の支援）
 - ・東京オリンピック・パラリンピックについて（オリンピック・パラリンピック教育）
 - ・気候危機への対応と農林業の振興について（小学校給食への有機米の導入）
 - ・困難を抱える若者の支援について
 - ・性被害と性教育について
 - ・市民生活の支援について（子ども食堂への支援）

令和4年度(同3年度実施) 公立学校教員採用候補者選考実施要項

千葉県教育委員会・千葉市教育委員会合同実施

第1次選考日：令和3年7月11日(日)

合同実施について

千葉県と千葉市は従来どおり、合同で教員採用候補者選考を実施します。

待遇面で千葉県と千葉市で異なることがあります。詳細については、2次合格者説明会でお知らせします。

1 選考の目的

この選考は、千葉県内の公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教員を志願する方から、採用候補者を選考するために行います。

2 千葉県・千葉市が求める教員像

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

3 選考の対象となる学校種等、教科等、募集人員

(1) 一般選考・特例選考

学校種等	教科等	備考	募集人員
小学校	小学校一般	—	約640名 英語教育推進 80名程度を含む
	英語教育推進 (詳細4ページ参照)	小学校の免許状に加え、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ①中・高いずれかの英語の免許状を取得又は令和4年3月31日までに取得見込みの者。 ②CEFR B1相当以上の資格取得者 ⇒21ページ参照。 ③その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が②に相当すると認めた者。	
中学校	技術	—	約720名 中学校複数教科 30名程度及び 新卒専願各教科 5名程度含む。
	複数教科 (詳細4ページ参照) 新卒専願 (詳細4ページ参照)	中学校技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有すること。この枠で採用された者は、所有している免許状の教科を担当する。 ★令和3年度に大学院・大学・短期大学を卒業見込で、次の①、②の両方を満たすこと。 ①中学校技術・中高共通家庭・中高共通美術・高等学校情報のいずれかに志願する者。 ②千葉県・千葉市の教員になることを第1希望とし、令和4年4月から確実に勤務できると大学が認めた者(確認書を提出できる者)。	
中高共通	国語、社会(地理歴史・公民) ※1	中高共通については、当該教科の中高両方の免許状を有することが望ましいが、いずれか一方のみの免許状を有する者も受験できる。 ※1 高等学校を志願する場合は、地理歴史と公民の両方の免許状を有することが望ましい。	約720名 中学校複数教科 30名程度及び 新卒専願各教科 5名程度含む。
	数学、理科、音楽、美術 保健体育、家庭、英語 新卒専願(家庭・美術)	★と同じ	
高等学校	書道※2、商業、情報、福祉※3、 水産※4、農業(土木造園・食品 製造・園芸)、工業(電気・機械 ・工業化学・建設※5)	※2 書道については、国語の免許状を有することが望ましい。 ※3 福祉については、介護福祉士の資格を有することが望ましい。 ※4 水産については、水産又は商船のいずれかの免許状を有すること。ただし、 商船免許状のみの合格者は、採用後に水産免許状を取得することが望ましい。 ※5 建設は土木・建築・インテリアの内容を含む。	各教科 若干名 新卒専願情報 5名程度含む。
	新卒専願(情報)	★と同じ	
特別支援教育※6	— (詳細4ページ参照)	※6 特別支援教育については、特別支援学校の免許状(いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く。)に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有すること。	約165名
養護教諭※7	—	※7 保健師資格を基に養護教諭免許状を取得する場合は、令和3年3月までに保健師国家試験に合格していること。	約50名
栄養教諭※8	—	一般選考のみ実施。 ※8 令和3年5月1日現在、県費負担である正規の学校栄養職員として勤務する者は対象外。	若干名

◎中学校・中高共通・高等学校では、学校事情等により、受験した教科以外に、所有する免許状の教科を担当することもあります。

(2) 特別選考

選考の名称	対 象	学校種・教科	募集人員
大学推薦特別選考	千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会の指定する関係大学長により推薦された者。	小学校・中学校技術 中高数学・理科	当該学校種 等を含む。
教職大学院特別選考	教職大学院で学んだ専門性を児童生徒の指導に生かすため、教職大学院に在学中、又は卒業後2年以内で、児童生徒の教育に意欲のある者。	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	当該学校種 等を含む。
中高英語科特別選考	英語の能力に関する一定の基準を満たし、生徒の教育に意欲のある者。	中高英語	中高英語を含む。
社会人特別選考	民間企業や国際貢献活動、日本人学校等での実務経験を児童生徒の指導に生かすため、民間企業や国際貢献活動での一定期間以上の経験を有し、児童生徒の教育に意欲のある者。	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	当該学校種 等を含む。
養護教諭特別選考	看護師としての実務経験を児童生徒の指導に生かすため、看護師経験を有し、児童生徒の養護に意欲のある者。	全学校種	若干名
特定教科特別選考 (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考)	高等学校福祉・水産・情報・看護科の授業を担当するため、介護福祉士・海技士・情報技術者・看護師等の資格や実務経験を有し、介護職員・海技士・情報や看護に関わる者等の育成に意欲のある者。	高等学校・ 福祉、水産、情報、看護	若干名

特別枠（一般選考・特例選考・特別選考の全ての選考に障害者特別枠を設けます。） ※全学校種・全教科合わせた募集人員です。

障害者特別枠	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所持し、児童生徒の教育に意欲のある者。 ※選考において、障害の内容・程度に応じた配慮を実施。	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	6名程度 ※
--------	---	------------------------	-----------

4 出願資格

(1) 全ての受験者に共通する要件

- ア 昭和37年4月2日以降に生まれた者（60歳未満）。
- イ 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者（22ページ参照）。
- ウ 教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状（ただし、実習免許状は除く。）を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者。
- ※ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。
- ※ 令和3年度教員資格認定試験による取得見込みの場合は、今回の選考には出願できません。
- ※ 特定教科特別選考は、教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考です（下表「受験区分と要件」参照）。
- ※ 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する正規の公立学校教員（実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）として勤務する者が、他の学校種等での勤務を希望する場合は、人事異動での対応となるため本選考には志願できません。

(2) 受験区分と要件

受験区分	受験区分により必要な要件
一般選考	—
教職経験者特例選考	<p>講師等特例選考 A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者。 ① 本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用又は会計年度任用職員・任期付職員・養護教諭（千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む）として、令和2年度勤務実績が、1週間あたりの勤務時間が20時間以上（又は、週12単位時間以上）の者又は令和3年5月1日現在、1週間あたりの勤務時間が20時間以上（又は、週12単位時間以上）の者。^{※9} ② 次の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者。 (ア) 過去3年度（平成30年度から令和2年度）に本県の公立学校における臨時的任用の講師又は育休任期付職員・配偶者同行休業任期付職員・養護教諭として、通算12か月以上の実務経験があること。^{※10} (イ) 過去3年度（平成30年度から令和2年度）に次のa～dを合算して通算18か月以上の実務経験があること。^{※10} <ul style="list-style-type: none"> a 本県の公立学校における臨時的任用の講師又は育休任期付職員・配偶者同行休業任期付職員・養護教諭の実務経験 b 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する1週間あたりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の会計年度任用職員（令和元年度以前の週12時間以上の非常勤の講師）又は任期付職員・養護教諭の実務経験。^{※9} c 千葉県内の市町村教育委員会が任命する会計年度任用職員及び非常勤講師・任期付職員・養護教諭で、千葉県教育委員会が指定するもの実務経験（特例の対象に該当するか否かは、当該市町村教育委員会に照会すること）。^{※9} d 千葉県内の国立大学法人附属学校の臨時的任用の講師又は1週間あたりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員・養護教諭の実務経験。^{※9}
	<p>講師等特例選考 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者。 ① 令和3年度（2年度実施）の公立学校教員採用候補者選考（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会）で第1次選考を合格し、第2次選考を受験した者。 ② 令和3年5月1日現在、本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用の講師又は会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員・養護教諭（千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む）として、1週間あたりの勤務時間が20時間以上（または、週12単位時間以上）の者。^{※9} <p>*ただし、令和3年度（2年度実施）選考を、大学推薦特別選考で受験した者は除く。</p>
	<p>他県等現職特例選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①～③のすべてに該当する者。 ① 他県等において、国公立学校（幼保園を除く。以下において同じ。）の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として令和3年4月1日現在で、2年以上の実務勤務経験を有する者（任期付以外の正規採用の者に限る）。^{※10 ※11} ② 令和3年4月1日現在、国公立学校（幼保園を除く。以下において同じ。）の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として任用されている者（任期付以外の正規採用の者に限る）。 ③ 令和3年4月1日に勤務する学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者。^{※12}
	<p>元教諭特例選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①～③のすべてに該当する者。 ① 平成19年4月1日以降に退職した者。 ② 本県又は他の都道府県（政令指定都市を含む）の国公立学校で主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭として過去に3年以上の実務経験（任期付以外の正規採用に限る）を有する者。^{※10 ※11} ③ 勤務経験のある学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者。^{※12}

受験区分		受験区分により必要な要件
教職経験者 特別選考	本県現職実習助手等特別選考	・次の①、②の両方を満たす者。 ① 本県において、公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員(任期付以外の正規採用に限る)として、令和4年3月31日現在で、3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 ② 令和3年4月1日現在、本県の公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員として任用されている者。
	特別臨時的任用講師特別選考	・令和2年度又は令和3年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考における特別臨時的任用講師名簿登載者で次の①、②の両方を満たす者。 ① 令和3年5月1日現在、当該学校種・教科で臨時的任用講師として任用されている者。 ② 当該学校種・教科(養護教諭は養護教諭の選考)を志願する者。*12
特別選考	大学推薦特別選考	・資格要件等は、関係大学等に送付する大学推薦制度実施要綱による。
	教職大学院特別選考	・教職大学院を令和4年3月31日までに修了見込みの者又は令和2年4月1日以降に修了した者。
	中高英語科特別選考	・次の①、②のいずれかに該当する者。 ① CEFR C1相当の資格取得者 →21ページ参照 ② その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が①に相当すると認めた者。
	社会人特別選考	・次の①、②のいずれかに該当する者。 ① 民間企業等現職者 法人格を有する民間企業、官公庁等の正規職員(小・中・高・特別支援学校の教員を除く。)として、令和3年4月1日時点で、継続して5年以上(企業・職種がかわっても通算可。休職、育児休業等の期間を除く。)勤務している者。*10 *13 ② 国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「日本人学校等の現地での採用」、「国際交流基金の日本語専門家」等として、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間に、2年以上の派遣実績・勤務経験を有する者。*10 *14
	養護教諭特別選考	・次の①、②の両方を満たす者。 ① 看護師免許を有している者。 ② 令和3年4月1日現在で、正規採用の看護師として通算3年以上の実務経験を有する者(現在、看護師として勤務してなくても可)。*10 *11 * 保健師、助産師としての実務経験は含まない。
	特定教科特別選考 (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考) 高等学校(福祉)・(水産)(情報)・(看護)	・令和3年4月1日現在で、次の①、②のいずれかに該当する者。 いずれの教科についても、①、②とも現在、勤務してなくても可。 福祉 ① 正規採用の介護福祉士として3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 ② 介護福祉士資格を有し、介護福祉士養成機関(福祉科を設置する高等学校を含む)の専任教員(福祉科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む)として3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 水産 ① 正規採用の3級海技士(航海士、機関士又は通信士)として3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 ② 3級海技士(航海士、機関士又は通信士)の資格を有し、海技士養成機関(水産科を設置する高等学校を含む)の専任教員(水産科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む)として3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 *15 情報 ① 情報技術に係る次のいずれかの資格*16を保有している者であって、かつ情報システムの開発、保守、又は運用に関わる職に、3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者 看護 ① 正規採用の看護師、保健師、助産師として、3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 ② 看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、看護師養成機関の専任教員(実習助手を含む)として3年以上の実務経験を有する者。*10 *11 ・教育職員免許状(普通免許状)の取得見込みがない場合は、第2次選考合格後、特別免許状の授与を受けるために千葉県教育委員会に申請を行う必要があります(申請にかかる費用は自己負担となります。)
障害者特別枠	・次の①、②の両方を満たす者。 ① 志願する受験区分で必要な要件を満たすこと。 ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者。	

※9 本選考における会計年度任用職員とは、教育課程に係る非常勤講師・休暇等代替非常勤講師・初任者研修に係る非常勤講師・学校支援のための非常勤講師・妊娠教員補助講師・特別非常勤講師・中学校等教科担任講師・きめ細かな指導のための非常勤講師等を指します。

※10 勤務に関わる実務経験年数の算出方法は、その月に1日でも勤務していれば、1か月とカウントします(同じ月を重複してカウントすることはできません。)。また、教育職員免許状に係る「実務年数」とは異なりますので注意してください。

※11 実務経験には、休職、育児休業等の無給期間は含まれません。

※12 他校種への併願は、できません。

※13 社会人特別選考の民間企業等現職者について

ア 「正規職員」は、企業等において、フルタイム勤務で、月給制(年俸制)により給料を受けている社員又は職員とします(臨時的任用は除く。)。非常勤勤務若しくは日給又は時間給の場合は該当しません。

イ 国公立、私立を問わず、小・中・高・特別支援学校の教員としての経験は除きます。

ウ 合格後、所定の様式で職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

エ 勤務していた企業等が統合、廃業等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる企業等から証明を受けられることを確認してください。証明書を発行できる企業等がない場合は、採用できません。資格要件は証明書により確認します。その他、年金の加入状況等による証明は、受け付けません。

※14 合格後、独立行政法人国際協力機構等の団体や勤務先が証明する「派遣証明書」等を提出していただきます。証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

※15 海技士(航海士、機関士又は通信士)の資格については、3級以上の資格を有していれば該当とします。

※16 情報の資格については、独立行政法人 情報処理推進機構が実施する「情報処理技術者試験」によるものとします。

<英語教育推進>

小学校で英語教育を推進できる教員を募集します。小学校の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する方が対象となります。選考内容は、受験区分に応じたものと同じになります。推進枠（80名程度）で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、小学校一般選考又は教職経験者特例選考の中で更に選考を行います。中高英語の教育職員免許状の取得見込みを条件に推進枠で合格となり、該当免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。

<複数教科>

中学校の複数教科の免許状（技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状。）を所有している教員を募集します。中学校及び中高共通の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する方が対象となります。選考内容は、志願した教科の受験区分に応じたものと同じになります。複数教科枠（30名程度）で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考又は教職経験者特例選考の中で更に選考を行います。教育職員免許状取得見込みの方が複数教科枠で合格となり、対象の教科の免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。新卒専願枠との併願はできません。

<新卒専願>

令和3年度に大学院・大学・短期大学を卒業見込の方で、次の①、②の両方を満たす方を募集します。

①中学校技術・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報のいずれかに志願する方。

②千葉県・千葉市の教員になることを第一希望とし、令和4年4月から確実に勤務できると大学が認めた方（確認書を提出できる方）。

選考内容は、志願した教科の受験区分に応じたものと同じになります。新卒専願枠（各教科5名程度）で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考又は教職大学院特別選考の中で更に選考を行います。複数教科枠との併願はできません。

<特別支援教育>

全ての学校種において、特別支援教育を推進していくため、特別支援教育を推進していくことに関心の高い教員を募集します。採用時は、原則、特別支援学校とし、その後、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校へ異動することもあります。

<併願について>

下記の要件を満たす方は、志願した学校種・教科等に加えて、併願することができます。（志願書及び面接カードに記入してください。）

対象	併願先	併願の要件
小学校以外への志願者	小学校	小学校教諭普通免許状を取得しているか令和4年3月31日までに取得見込みである者。
特別支援教育以外への志願者 ※イ・ウ・エにより特別支援学校に採用された場合は、特別支援学校教諭の免許状を5年以内に取得していただきます。	特別支援教育	ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、令和4年3月31日までに取得見込みである者。 イ 特別支援学校で臨時的任用講師の経験がある者。 ウ 特別支援学校で「ちば！教職たまごプロジェクト」の経験がある者（大学卒業後1年間有効）。 エ 特別支援教育に強い関心がある者。
養護教諭への志願者	小学校・中学校 高等学校・特別支援教育	併願する学校種等（小学校・中学校・高等学校・特別支援教育）及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、令和4年3月31日までに取得見込みである者。

<大学院1年生及び令和4年度大学院進学予定者>

大学院及び教職大学院に進学を予定している者、大学院及び教職大学院1年生も出願することができます。詳細は9ページ「9 採用候補者名簿への登載」を参照してください。

5 志願手続きについて

※一般選考（障害者特別枠を除く。）は、原則として電子申請による出願とします。
特別選考・特別選考・障害者特別枠は、郵送での出願とします。

(1) 電子申請による志願 【一般選考（障害者特別枠を除く。）】 ※一般選考（障害者特別枠を除く。）は、原則として電子申請により出願をしてください。

ア 出願期間

令和3年4月2日（金）午前9時から令和3年5月11日（火）午後5時まで

※申し込み締め切り直前は回線が大変混雑します。また、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申し込んでください。

イ 提出書類 ※「ちば電子申請サービス」により①を作成し、インターネットを経由して提出してください。

②・③は1次選考の際、忘れずに持参してください。

	注意事項	提出時期
① 志願書 ※電子申請利用	「千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考」のホームページから「電子申請による教員採用選考受験申込」に進んで、申し込み手続きの方法をよく確認してから、申請手続きを行ってください。 ※「千葉県ホームページ」→「教育・文化・スポーツ」→「教育・健全育成」→「教職員関係」→「教職員採用・任用」→「教員採用選考」→「電子申請による教員採用受験申込」	出願時
② 受験票 1部	・6月中旬～下旬に、電子申請サービスにアクセスすることにより、受験票の印刷が可能となります。受験票発行の開始については、メール及びツイッターでお知らせします。 ・受験票を印刷し、厚紙（大きさ・厚さともはがき程度）に糊付けしてください。 ・④の写真を見付け、1次選考当日に持参してください。	1次選考 当日
③ 面接カード 原本+コピー2部 ※全て両面印刷	・サイズ A4（厚紙・写真用紙は不可）・必ず自筆で作成してください。・原本に④の写真を貼付してください。 ・受験票に記載されている受験番号を記入してください。 ・写真を貼付した原本を2部コピーしてください（モノクロ可）。 ※①の志願書の内容と整合性があるか必ず確認をして作成してください。	
④ 写真 2枚 ※受験票・面接カードに貼付して提出	・サイズ 縦5cm × 横4cm ・上半身、脱帽、カラー、正面向きで出願前6か月以内に撮影したもの。 ・同一の写真を使用し、裏面に氏名を記入してください。	② ③に添付

【共通書類】

【小学校英語教育推進枠に一般選考で志願する方】

要件を証明する書類を令和3年5月11日（火）までに教職員課任用班へ郵送してください（当日消印有効）。

- ・中高英語教育職員免許状の写し ※令和4年3月31日までに取得見込みの場合は、不要。
- ・英検合格証書のコピー ・公開テスト公式認定証のコピー 等

その際、書類の余白部分及び送付する封筒の表に、「小学校英語教育推進枠資格証明」と朱書きし、氏名も朱書きしてください。

(2) 郵送による志願（特例選考・特別選考・障害者特別枠）

ア 出願期間 令和3年4月2日（金）から令和3年5月11日（火）まで（当日消印有効）

イ 提出書類 ※①・②及び下記「受験区分別提出書類」を出願期間内に簡易書留で郵送してください。

②・③は1次選考当日に忘れずに持参してください。

【共通提出書類】（全員が提出する必要があります。特別臨時的任用講師特例選考で志願する方も提出が必要です。）

	注意事項	提出時期
① 志願書 原本+コピー2部 ※全て両面印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ A4（厚紙及び写真用紙は不可）※手書き・ダウンロードした書式に入力したもの両方可。 ・記入例、コード表を参考に、もれなく記入してください。 ・両面コピーを2部作成してください。 	出願時
② 受験票 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ダウンロードする場合は必ずはがきに印刷するか糊付けして使用してください。 ※はがきより厚い台紙では、郵便料金が不足します。 ・④の写真を貼付してください。 ・必要事項を自筆で記入してください。 ・表面に84円分の切手を貼り、自分の氏名と郵送先の郵便番号と住所を記入してください。 ※受験番号を付して6月中旬～下旬に返送するので、1次選考当日に持参してください。 	
③ 面接カード 原本+コピー2部 ※全て両面印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ A4 ・必ず自筆で作成してください。 ・原本に④の写真を貼付してください。 （厚紙及び写真用紙は不可） ・受験票に記載されている受験番号を記入してください。 ・写真を貼付した原本を2部コピーしてください。 ※原本とコピー2部は1次選考当日に持参。 ※①の志願書の内容と整合性があるか必ず確認をして作成してください。 ※特別臨時的任用講師特例選考を受験する方は、原本とコピー2部を7月2日（金）までに教職員課任用班まで簡易書留で郵送してください（当日消印有効）。 	1次選考当日
④ 写真 2枚 ※受験票・面接カード に貼付して提出	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ 縦5cm × 横4cm ・上半身、脱帽、カラー、正面向きで出願前6か月以内に撮影したもの。 ・同一の写真を使用し、裏面に氏名を記入してください。 	②③に添付

※第1次選考結果通知用の返信用封筒は、面接カードとともに、第1次選考当日に持参してください。

【受験区分別提出書類】

受験区分	提出書類
一般選考(小学校英語教育推進枠を除く)	—
小学校英語教育推進枠	要件を証明する書類 ・中高英語教育職員免許状の写し（取得見込みの場合は提出不要） ・各資格・検定合格証書のコピー ・公開テスト公式認定証のコピー 等
新卒専願枠	○確認書
教職経験者特例選考	○教職経験調書
	○教職経験を証明する書類（詳細は「教職経験調書」の裏面参照）
	○勤務状況調書（詳細は「勤務状況調書」の裏面参照）
	・元教諭特例で受験する方は必要ありません。
	・特別臨時的任用講師として勤務している者は別途各学校長へ別様式で依頼しますので、提出する必要はありません。 【講師等特例Bのみ該当】
特別臨時的任用講師特例選考	○令和3年度(2年度実施)第2次選考の選考結果通知書の写し
特別選考	大学推薦特別選考
	必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に提出してください。
	教職大学院特別選考
	○在学証明書又は、卒業証明書
	中高英語科特別選考
○特別選考の要件を証明する書類	
・各資格・検定合格証書のコピー ・公開テスト公式認定証のコピー 等	
社会人特別選考	
○社会人特別選考申告書	
養護教諭特別選考	
○実務経験証明書	
・3年以上の実務経験を証明するもの。	
・勤務先が下記項目を証明し、発行したもの(様式は任意)。 【勤務先、職名、勤務期間、正規・臨時の別、休職・育児休業等の無給期間】	
○特別選考の要件を証明する書類(コピー可)	
・資格や免許の所有を証明する書類 ・基本情報技術者合格書 等	
特定教科特別選考 (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考)	高等学校 (福祉)(水産) (情報)(看護)
障害者特別枠	○所持する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー

※各様式は、インターネット上からもダウンロードできます。

・千葉県教育委員会ホームページから <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/saiyou/kyouin/index.html>

<提出書類に関する注意>

① 第1次選考当日案内

「第1次選考当日案内」は6月中旬頃、千葉県教育委員会ホームページに掲載します。ただし、郵送を希望する場合は、140円切手を貼付した角形2号の封筒に自分の氏名(様)と郵送先の郵便番号と住所を明記し、二つ折りにして、提出書類と一緒に送付してください。

② 「ちば！教職たまごプロジェクト」参加者

今年度のプロジェクト参加者は、実施校の校長が証明する「実施報告書(原本)」を提出することができます(8月に証明を自分で依頼してください)。過年度に実施した方は、その年度末に発行された「実施報告書(写し)」を提出してください。出願書類に添付する必要はありません(2次選考時に提出してください)。

③ 特別臨時的任用講師特例選考志願者

第1次選考が免除となりますが、出願手続きは、5(2)に示した期間中に行う必要があります。

また、面接カード(原本+コピー2部)は、6月18日(金)から7月2日(金)までの期間に教職員課任用班へ郵送してください(当日消印有効)。

なお、「第2次選考当日案内」は、第1次選考の結果発表後(7月下旬~8月上旬)、ホームページに掲載しますので、閲覧してください。

(3) 提出先及び提出方法等 ※電子申請・郵送共通

学校種等・教科	提出先(問い合わせ電話番号)・住所・宛先
・小学校 一般(電子申請)以外	千葉県教育委員会教育職員課(043-245-5940) 〒260-8730 千葉県中央区間屋町1-35 千葉ポートビル11階
・中・高共通 社会・理科	千葉県教育庁東上総教育事務所(0475-23-2848) 〒297-0024 茂原市八千代2-10
・中・高共通 保健体育 ・栄養教諭	千葉県教育庁北総教育事務所(043-483-1148) 〒285-0026 佐倉市鍋木仲田町8-1
・中・高共通英語 ・中高英語科特別選考 ・特別支援教育	千葉県教育庁葛南教育事務所(047-433-6017) 〒273-0012 船橋市浜町2-5-1
・中学校 技術 ・中・高共通 家庭・美術・音楽 ・高等学校 書道・農業・工業・商業・福祉・ 水産・情報・看護 ※特定教科特別選考含む。 ・養護教諭 ※特別選考含む。	千葉県教育庁東葛飾教育事務所(047-361-2124) 〒271-8563 松戸市小根本7
・中・高共通 国語・数学	千葉県教育庁南房総教育事務所(0438-25-1311) 〒292-0833 木更津市貝淵3-13-34
・小学校 一般(電子申請) ・大学推薦特別選考・教職大学院特別選考 ・障害者特別枠(全学校種・全教科 ※養護教諭を含む。)	千葉県教育庁教職員課任用班(043-223-4043) 〒260-8662 千葉県中央区市場町1-1

<新卒者と既卒者について>

① 新卒者とは、令和4年3月末(令和3年9月卒業の方も含む)に以下の学校等を卒業見込の者。

- ・大学院、教職大学院、大学、短期大学、教員養成機関、専攻科等
- ※ 令和4年4月に大学院又は教職大学院に進学する者、大学院又は教職大学院1年生で令和5年3月末にそれぞれの課程を修了見込の者は新卒者に含む。
- ※ 大学の聴講生、科目等履修生及び必要単位修得後退学予定の者は新卒者に含まない。

② 既卒者とは、上記の学校等をすでに卒業している者。

- ・上記の学校等を卒業後に専門学校に進んだ場合は既卒者に含まれる。
- ・通信制大学に在籍中又は科目履修中の社会人や講師は既卒者に含まれる。
- ・大学卒業後、他の大学へ進学した場合は既卒者に含まれる。
- ・大学卒業後、社会人経験を経て、大学院に進んだ場合は既卒者に含まれる。

【提出方法等】

- ① 一般選考(障害者特別枠を除く。)は原則として電子申請です。郵送による志願の場合は、受験区分・学校種等・教科に応じた提出先まで、必ず簡易書留で郵送してください。
- ② 「大学推薦特別選考」、「教職大学院特別選考」、「障害者特別枠」の提出先は、学校種等・教科等にかかわらず千葉県教育庁教職員課任用班です。注意してください。
「社会人特別選考」、「教職経験者特例選考」の提出先は、志願する教科等の宛先と同様です。
- ③ 5月6日(木)以降に郵送する場合は、必ず簡易書留の速達にしてください。
- ④ 封筒(角形2号)の表に受験区分コード、志願区分を朱書してください。
(例)「区分126小学校教員採用選考提出書類在中」「区分306中・高共通(国語)教員採用選考提出書類在中」
- ⑤ 一度受理した提出書類は返却しません。
- ⑥ 受付の確認には応じかねますので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存してください。
- ⑦ 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。
- ⑧ 大学推薦特別選考での志願者の必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に

提出してください。大学からの提出期限は5(2)と同様となりますので、期日に余裕をもって大学へ提出してください。

⑨一般選考・教職経験者特例選考・特別選考において複数の出願資格を満たしている場合は、いずれの選考に志願しても差し支えありません。ただし、複数の選考に同時に出願することはできません。

⑩郵送による志願者で6月21日(月)までに受験票が届かない場合、千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班(043-223-4043)に連絡をしてください。※電子申請による志願者は、各自で印刷してください。

6 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内 容
教職教養	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に関する事項 ・教育法規に関する事項 ・千葉県・千葉市の教育に関する事項 ・一般教養(教育時事を含む)に関する事項 ・マークシート式で実施
専門教科	<ul style="list-style-type: none"> ・志願する教科・領域に関する内容 ・美術、書道は実技検査も実施 ・マークシート式で実施(※栄養教諭以外)
小論文	・指定する課題
集団面接	・集団による面接等(討議を含む)

○農業及び工業については、志願する分野の専門的知識を問う問題及び当該教科等の全域にわたる共通問題を出題します。

○栄養教諭の専門教科は、マークシートではなく、専門的知識を問う問題を論文形式で出題します。

(2) 受験区分により実施する選考

受験区分		教職教養	専門教科	小論文	集団面接
一般選考		○	○	—	○
教職経験者特例選考	講師等特例選考A	—	○	—	○
	講師等特例選考B	—	○	—	○
	他県等現職特例選考	—	—	○	○
	元教諭特例選考	—	—	○	○
	本県現職実習助手等特例選考	—	○	—	○
	特別臨時的任用講師特例選考	免 除			
特別選考	大学推薦特別選考	—	—	○	○
	教職大学院特別選考	—	○	—	○
	中高英語科特別選考	○	—	—	○
	社会人特別選考	—	○	—	○
	養護教諭特別選考	—	—	○	○
	特定教科特別選考	高等学校(福祉)(水産)(情報)(看護)	—	—	○
障害者特別枠		原則として、志願する受験区分の選考の内容と同様			

※6(1)及び(2)に記載の他、提出された書類全てを選考の資料とします。

※障害者特別枠は、障害の内容や程度により選考内容の代替等、必要に応じて配慮します。受験に際して配慮や代替等を必要とする場合は、志願書の該当欄にその旨を記入し、申し出てください(例 車椅子の使用、拡大鏡の使用、手話通訳者配置 等)。

(3) 日程

令和3年7月11日(日) 8:00受付

一般選考	教職大学院特別、 社会人特別、実助特例 講師等特例A・B	大学推薦特別、他県等現職特例、 元教諭特例養護教諭特別選考、 特定教科特別選考	中高英語科 特別選考	中・高共通美術 高等学校書道
受付 8:00～8:20				
日程説明 8:40～8:50				
専門教科 9:00～10:00	専門教科 9:00～10:00	小論文 9:00～9:45	試験室で待機 9:00～10:00	専門教科(筆答) 9:00～9:50
教職教養 10:15～10:45	集団面接 10:30～12:30	集団面接 10:30～12:30	教職教養 10:15～10:45	教職教養 10:05～10:35 専門教科(実技) 10:50～11:40
昼食 10:50～11:30	昼食 12:35～13:15		昼食 10:50～11:30	昼食 11:45～12:25
集団面接 11:30～15:10	集団面接 13:15～14:45 (県外会場については、時間が変わる場合があります。)		集団面接 11:30～15:10	集団面接 12:35～15:10

- 1 「特別臨時的任用講師特例選考」は、第1次選考が免除されます。
- 2 時間については、ホームページ掲載又は郵送（希望者）の第1次選考当日案内で必ず確認してください。
- 3 「中高共通 美術」と「高等学校 書道」には、第1次選考に実技があります。
- 4 「中高英語科特別選考」で出願した方は、専門教科の時間は試験室で待機となります。

(4) 第1次選考会場

【千葉会場】
 ① 県立千葉高校 ② 県立千葉女子高校 ③ 県立千葉東高校 ④ 県立千葉西高校
 ⑤ 県立磯辺高校 ⑥ 県立津田沼高校 ⑦ 県立船橋高校 ⑧ 県立船橋東高校
 ⑨ 県立国府台高校 ⑩ 県立船橋啓明高校

【盛岡会場】
 ⑪ 岩手大学（岩手県盛岡市）
 全学校種 [養護教諭を含む。]・全教科 [中・高美術、高等学校書道を除く。] で実施

【名古屋臨時会場】
 ⑫ 会場未定
 校種・教科：小学校・中学校 [技術]

- ・各会場の割り振りについては、受験番号で行います。第1次選考当日案内で確認してください。
- ・千葉会場における選考会場は予定です。必ず第1次選考当日案内で確認してください。
- ・第1次選考当日案内は、受験票発送後（6月下旬）、ホームページに掲載します。
- ・名古屋臨時会場は未定です。会場が決定しましたら、ホームページ・ツイッターでお知らせしますので、こまめに確認をしてください。
- ・千葉、盛岡、名古屋の会場選択は、「志願書」で申請してください。出願後の変更はできません。

(5) 当日持参するもの

第1次選考当日に、以下の4点を持参してください（忘れた場合は、受験できないことがあります。）。

- ア 受験票 ※写真が貼付されたもの
- イ 面接カード原本 ※受験票に記載された受験番号を記入したうえ、写真を貼付してください。
 （両面印刷） ※面接カードの内容が、志願書の内容と変わらないように注意して作成してください。
- ウ 面接カードのコピー2部（両面印刷・モノクロ、カラーどちらでも可・厚紙、写真用紙不可）
 ※受験番号が記載されているか確認してください。
- エ 返信用封筒（第1次選考結果通知用）
 - ・角形2号のシール付きワンタッチ封筒 ・140円切手貼付
 - ・表面：自分の氏名（様）と郵送先の郵便番号と住所を記載してください。
 - ・裏面：下記の差出人住所を記載してください。

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班

※その他の持ち物は、「第1次選考実施案内」でお知らせします。

7 第2次選考（予定）

(1) 期日

- ア 小学校以外の志願者 8月16日（月）、17日（火）、18日（水）のいずれか1日
 - イ 小学校の志願者 8月21日（土）、22日（日）、23日（月）のいずれか1日
- ※ 特別臨時的任用講師特例選考は、学校種・教科に関わらず8月23日（月）実施予定

(2) 選考内容

- ・個別面接
- ・模擬授業
- ・適性検査
- ・実技検査

実技検査は、以下の学校種・教科等で実施します。

- ・中学校（技術）
- ・中高共通（音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
- ・高等学校（書道、農業、工業、福祉、水産）

※特別臨時的任用講師特例選考は個別面接のみです。

※提出された書類全てを選考の資料とします。

なお、「教職経験者特例選考」（「元教諭特例選考」は除く。）の志願者は勤務状況調書も選考の資料とします。

※第2次選考の実技検査の内容については、1次選考の結果通知とともに、該当者にお知らせします。

※昨年度の実技検査の内容は千葉県教育委員会ホームページに掲載しています。

(3) 選考会場及び選考日程

会場及び日程については、第1次選考合格者に選考結果とともに別途通知します。特別臨時的任用講師特例選考での志願者は、千葉県教育委員会ホームページで確認してください(7月下旬～8月上旬)。

8 選考結果の通知 (予定)

選考	時期	方法
第1次選考	7月下旬から8月上旬	・本人への通知 合否にかかわらず、郵送にて本人へ送付します。
第2次選考	10月中旬	・インターネット上での公表 千葉県教育委員会のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。 ※第2次選考の発表日時については9月末～10月上旬にホームページ及びツイッター上で告知します。

第2次選考不合格者の中から、成績が上位の者を「特別臨時的任用講師」候補者名簿に登載します。

＜選考結果通知後の提出物について＞

第1次選考・第2次選考ともに、合格者には、発表後、1週間以内に書類の提出を求めます（提出する書類の詳細は結果通知の際、指示します。）。定められた期日までに提出されない場合、合格を取り消すことがあります。必ず、連絡が取れるようにしておいてください。

9 採用候補者名簿への登載

(1) 第2次選考合格者を、「令和4年度千葉県公立学校教員採用候補者」又は「令和4年度千葉市公立学校教員採用候補者」として、採用候補者名簿（以下「名簿」と記載）へ登載します。

(2) 次の場合は志願書への記入及び本人の申請に基づき名簿への登載を猶予します（志願書への記入がない場合は申請しても猶予は認められません。）。

名簿への登載を猶予できる者	猶予期間	名簿登載日
修士（教職修士を含む。以下同じ。）の学位、及び専修免許状の取得に、令和4年4月から1年間に要する者。 ・令和3年度に大学院及び教職大学院1年生 ・令和4年4月から大学院及び教職大学院進学予定の者で、1年間で修士の学位及び専修免許状を取得見込の者。	1年間	令和5年4月1日
修士の学位及び専修免許状の取得に、令和4年4月から2年間に要する者。 ・令和4年4月から大学院及び教職大学院進学予定者。	2年間	令和6年4月1日

※ 名簿登載猶予期間中に、修士の学位及び第2次選考で合格した学校種・教科等と同一の専修免許状を取得することが条件となります。

※ 名簿登載猶予期間は、2年間に上限とします。

(3) 名簿の有効期間は選考の翌年度末までです。名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。ここ数年、「教育職員免許状が取得できなかった」、「採用志願に当たり虚偽又は不正の行為をした」、「教員に必要な適格性を欠くことが明らかとなった」等の事情がない限り、名簿登載者全員を採用しています。

(4) 教員免許更新制において、免許状の更新をせず、令和4年4月1日に効力を失っている場合は採用できません。すでに効力を失っていて、令和4年4月1日までに回復できなかった場合も同様です。

(5) 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会の指定する健康診断を行い、適当と認められない場合は、採用できない場合があります。

(6) 高等学校・特別支援学校については、市立学校に採用される場合があります。また、待遇面において県と市で異なる場合があります。

(7) 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会からの照会に応じなかった場合は、名簿登載を取り消すことがあります。

10 令和4年度（令和3年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考方針について

6月上旬～中旬に、千葉県教育委員会のホームページで公表します。

11 選考当日の緊急連絡について

悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡は、次のアドレスに掲載します。
 どちらのアドレスでも同様の情報を見ることができます。携帯電話、スマートフォン等からもアクセス可能です。

なお、「お知らせ」も随時掲載しますので、こまめに確認をお願いします。

- ◇ 千葉県教育委員会ホームページ ⇒ 「教員採用選考」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/saiyou/kyouin/index.html>
- ◇ Twitter (ツイッター) 「千葉県教育委員会教職員課」
https://twitter.com/kyousai_Chiba

ホームページ



Twitter

12 選考結果の情報提供

選考結果については、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができます(下表参照)。

受験者本人が、本人であることを確認できる書類(受験票、運転免許証等)を持参して、千葉県教育庁教育振興部教職員課へ来てください。電話、はがき等による請求では開示できません。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
第1次選考 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の成績の総合評価による区分(3ランク表示) ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点(実技を除く) ・集団面接の判定(4ランク表示) 	第1次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで (土・日・祝日を除く)	千葉県教育庁 教育振興部教職員課 (千葉県庁中庁舎8階) 千葉市中央区 市場町1-1 電話 043-223-4043
第2次選考 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次選考の成績の総合評価による区分(3ランク表示) ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点(実技を除く)及び集団面接の判定(4ランク表示) ・個別面接判定及び模擬授業判定(いずれも4ランク表示) 	第2次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで (土・日・祝日を除く)	
第2次選考 合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点 ・集団面接の判定(4ランク表示) 		

13 その他

(1) 公立学校教員採用候補者選考説明会について

志願手続きの方法等の採用選考に関することや千葉県・千葉市の教育、教員の職務等について、説明会を行います。また、説明会後に個別質問の時間も設けております。日時、会場、時間、受付方法等は、千葉県教育委員会ホームページを御覧ください。

(2) 1次選考合格者の個人情報について

1次選考合格者の個人情報(氏名・生年月日・連絡先等)は、2次選考後の健康診断における円滑な手続き及び速やかな診断を行うため、あらかじめ「ちば総合検診センター」に提供されます(「ちば総合検診センター」は、プライバシーマークの取得団体です)。

なお、「ちば総合検診センター」で受診しない場合は、個人情報は消去されます。

(3) 採用地区について

採用地区は、第2次選考合格者に希望をとり、千葉県と千葉市による協議の上決定しますので、希望と異なる場合があります。詳細については、第2次選考合格者説明会でお知らせします。これらのことについて了解の上で志願してください。

(4) 新型コロナウイルス感染状況により、記載した内容が変更になる場合があります。ホームページ・ツイッターでお知らせしますので、こまめに確認をしてください。

令和4年度(令和3年度実施)

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の変更点

新設

■ 新卒専願枠を新設しました。

※受験区分は、「中学校技術」「中高共通美術」「中高共通家庭」「高等学校情報」のみとなります。

【対象】

選考実施年度に、大学院・大学・短期大学を卒業する方で、千葉県・千葉市の教員になることを第1希望とし、令和4年4月から確実に勤務できると大学が認めた(確認書を提出できる)方。

【選考内容】

志願した教科の一般選考又は教職大学院特別選考と同じ内容です。新卒専願枠で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考又は教職大学院特別選考の中で更に選考を行います。

【募集人員】

技術・美術・家庭・情報で、各教科5名程度

変更点

■ 水産区分の受験要件を緩和しました。

【緩和要件】

水産については、商船の免許状を取得又は取得見込みの方も、受験が可能となります(ただし、採用後に水産免許状を取得することが望ましい)。

詳細について、必ず実施要項で確認してください。

報告事項（3）

千葉市立千城台わかば小学校の仮校舎から本校舎への移転について

学校教育部学事課
教育総務部企画課

1 趣旨

「千葉市立千城台わかば小学校」の本校舎の改修工事の完了に伴い、令和3年4月1日に、仮校舎から本校舎のある位置へ移転する。

2 概要

(1) 経緯

- ア 「千葉市立千城台わかば小学校」は、令和2年4月1日に統合により新設されている。
- イ 本校舎改修工事期間中の令和3年3月31日までの間、仮校舎を使用している。
- ウ 本校舎改修工事完了に伴い、令和3年4月1日に、本校舎のある位置へ移転する。

【校舎の位置等】

学校名	千城台わかば小学校
旧学校名（統合前）	千城台北小学校 千城台西小学校
仮校舎位置 (令和2年4月1日 ～3年3月31日)	千城台西2丁目21番1号 (旧千城台西小学校)
本校舎位置 (令和3年4月1日～)	千城台北1丁目4番1号 (旧千城台北小学校)

(2) 移転に係る規則の制定

- ア 「千葉市立小学校設置条例」において、学校の位置は本校舎の位置となっているが、本校舎の改修工事により仮校舎を使用するため、「規則で定める日」までは、仮校舎の位置を学校の位置とすることと定められている。
- イ 改修工事が完了し、令和3年4月1日に本校舎に移転することとなったため、市長が規則を制定し、「規則で定める日」は「令和3年3月31日」と定められた。

3 参考資料

- (1) 千葉市立小学校設置条例（抄）及び千葉市立小学校設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

別紙

千葉市立小学校設置条例（抄）

（設置）

第1条 本市は、市立小学校を設置する。

（名称等）

第2条 市立小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
（略）	（略）
千葉市立千城台わかば小学校	千葉市若葉区千城台北1丁目4番1号

第3条 略

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から規則で定める日までの間、第2条の表千葉市立千城台わかば小学校の項中「千葉市若葉区千城台北1丁目4番1号」とあるのは「千葉市若葉区千城台西2丁目21番1号」とする。

千葉市立小学校設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

千葉市規則第7号

千葉市立小学校設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）附則第2項の規則で定める日は、令和3年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年度千葉市立高等学校入学者選抜の状況について

学校教育部教育改革推進課

1 選抜日程

一般入学者選抜・海外帰国生徒の特別入学者選抜

志願受付	令和3年2月9日(火)～2月12日(金)
郵送受付 ※2	令和3年2月4日(木)、5日(金)、8日(月)
本検査	令和3年2月24日(水)、25日(木)
追検査 ※1	令和3年3月3日(水)
入学許可候補者内定者発表	令和3年3月5日(金) 9:00掲示 11:00web
第2次募集検査	令和3年3月15日(月)
特例検査 ※2	令和3年3月19日(金)

※1 令和3年度選抜から

※2 新型コロナウイルス感染対策

2 志願者数・志願倍率等

		千葉高校		稲毛高校	
募集定員		普通科	280人	普通科	200人 ※3
		理数科	40人	国際教養科	40人 ※4
選抜方法	1日目(2/24)	学力検査(国・数・英)国・数は50分、英は60分			
	2日目(2/25)	学力検査(理・社)各50分			
		小論文		面接	
志願倍率・志願者数		普通科	1.49倍 418人	普通科	1.41倍 281人
		理数科	1.50倍 60人	国際教養科	1.23倍 49人
入学許可候補者数 発表3/5		普通科	280人	普通科	200人
		理数科	40人	国際教養科	40人

(全日制の県平均 1.08倍)

※3 稲毛高校の1学年普通科定員は280人。附属中からの進学者80人分を引いた200人が募集定員

※4 海外帰国生徒の特別入学者選抜(稲毛高校のみ)は、国際教養科において志願者1人、内定者は1人であった。中国等帰国生徒の特別入学者選抜は志願者がいなかったため、実施しなかった。

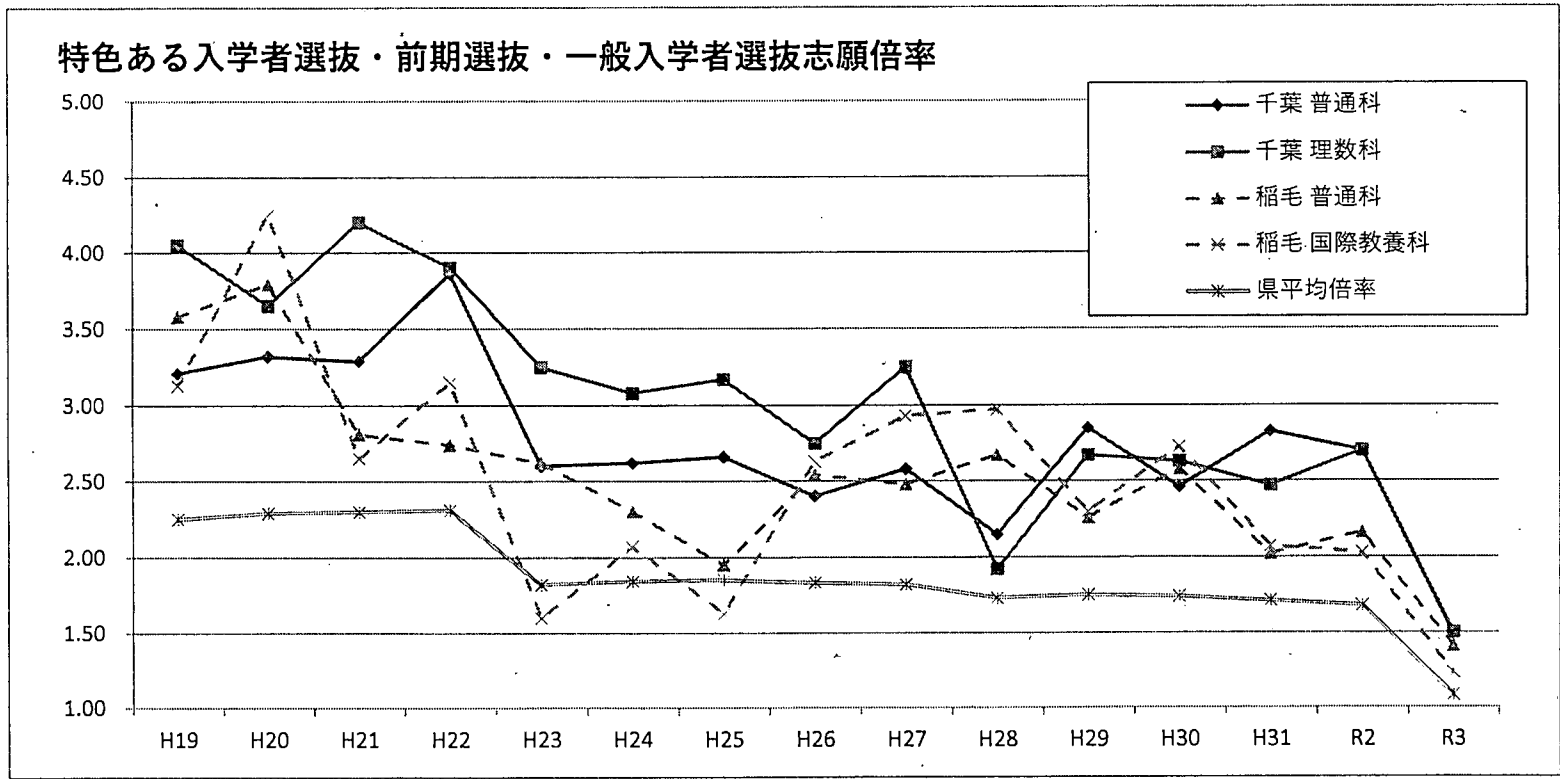
千葉市立高等学校入学者選抜志願倍率

特色ある入学者選抜・前期選抜・一般入学者選抜志願倍率

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
千葉	普通科	3.21	3.32	3.29	3.86	2.60	2.62	2.66	2.40	2.58	2.15	2.85	2.46	2.83	2.70	1.49
	理数科	4.05	3.65	4.20	3.90	3.25	3.08	3.17	2.75	3.25	1.92	2.67	2.63	2.47	2.70	1.50
稲毛	普通科	3.58	3.79	2.81	2.74	2.62	2.30	1.95	2.54	2.48	2.67	2.26	2.58	2.02	2.16	1.41
	国際教養科	3.13	4.25	2.65	3.15	1.60	2.07	1.63	2.63	2.93	2.97	2.30	2.73	2.07	2.03	1.23
県平均倍率		2.25	2.29	2.30	2.31	1.82	1.84	1.85	1.83	1.82	1.73	1.75	1.74	1.71	1.68	1.08

←-----|-----→
←-----|-----→
←-----|-----→

特色ある入学者選抜
前期選抜
一般入学者選抜



令和3年度千葉市小中一貫教育校について

教育改革推進課

1 趣旨

本市では、小・中学校の円滑な接続や不登校児童生徒の減少、中一ギャップ解消等を目的とし、小中連携教育に取り組んでいる。

令和2年度は川戸小中学校を「小中一貫教育校」、幸町第三小学校・幸町第二中学校および更科小中学校を「小中一貫教育モデル校」とし、研究を進めた。

2 令和2年度の「小中一貫教育校」および「小中一貫教育モデル校」の取組

(1) 各校の目標について

校名	小中一貫教育の目標及び目指す児童生徒の姿
【小中一貫教育校】 川戸小学校 川戸中学校	◎自ら学び、考え、表現する力を身に付けた児童生徒の育成 ・目指す姿：15歳の春に『生きる力』を身に付け、郷土を大切にし、社会の一員となる基礎的な力を備えた人材
【小中一貫教育モデル校】 幸町第三小学校 幸町第二中学校	◎主体的に学びたくましく生きる児童生徒の育成 ・目指す姿：学習の見通しを持ち、活動し、振り返り、次につなげることができる。自分のよさに気づき、これからにつなげることができる等。
【小中一貫教育モデル校】 更科小学校 更科中学校	◎心豊かでともに学びともに伸びる児童の育成 ・目指す姿：(小) かしこい子 思いやりのある子 たくましい子 (中) 意欲的に学習に取り組み、自ら考え、判断できる生徒等

(2) 主たる取組

校名	小中一貫教育の目標等
川戸小学校 川戸中学校	・理科・音楽・家庭科で中学校教諭により乗り入れ授業 ・中学生による小学校でのあいさつ運動の実施 ・教職員間の連携と協力（小中一貫代表者会議及び全体会議の開催）
幸町第三小学校 幸町第二中学校	・英語・家庭科・理科で中学校教諭による乗り入れ授業（小学校英語専科の中学校との連携） ・小中の交流活動（昼休み交流、陸上競技交流、作品交流） 教職員間の連携と協力（小中合同研修会、小中合同教科部会、相互授業参観）
更科小学校 更科中学校	・外部講師や地域の人材を活用した体験学習の充実（小中合同運動会、小中合同更科クリーン活動） ・教職員間の連携と協力（小中一貫教育全体研修会の実施、3部会：教科等総合的な学習の時間部会、学級活動部会、学校行事部会の開催）

3 成果と今後の方向性

研究の積み重ねから、教職員の小中合同研修会の実施や小中の交流活動など、小中一貫教育を推進する取組が充実してきた。

児童生徒の9年間の学びをさらに充実させるため、来年度からは「小中一貫教育モデル校」である幸町第三小学校・幸町第二中学校および更科小中学校を「小中一貫教育校」とし、川戸小中学校を含めた6校で小中一貫教育を推進していく。

令和2年度 千葉市教育研究奨励賞について

学校教育部教育指導課

1 趣旨

各教科等において、研究実践活動が特に顕著な教職員に対し千葉市教育研究奨励賞を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展を期するとともに、全教職員の研究奨励を図る。

2 研究分野

- (1) 教科 ※国語科には書写・学校図書館教育を含む
- (2) 特別活動（進路指導・キャリア教育含む）
- (3) 総合的な学習の時間
- (4) 特別支援教育
- (5) 情報教育（視聴覚メディア含む）
- (6) 学年・学級経営
- (7) 生徒指導・教育相談
- (8) 道徳・人権教育
- (9) 健康・安全・保健教育
- (10) 国際理解教育（外国語活動含む）
- (11) 環境教育（学校園含む）
- (12) ボランティア教育
- (13) 校内研修
- (14) 学校事務・学校給食
- (15) その他

3 受賞対象者の要件

人格識見に優れ、原則として教職経験10年以上、本市在職8年以上の教職員で、各教科等及びその他の教育活動において、研究実践活動が特に顕著であり、今後本市の学校教育の充実に寄与することが期待できる者。

ただし、校長、教頭は対象外とする。

4 本年度の概要

- (1) 受賞者 25人
- (2) 授与式 令和3年2月2日（火）

5 その他

- (1) 千葉市教育研究奨励賞は、昭和36年度から設けられ、本年度60回目を迎える。
- (2) これまでに、のべ1,295人の教職員が受賞している。

令和2年度 教育研究奨励賞授与者一覧

	氏名	勤務校	研究分野
1	小暮 慶	泉谷小学校	国語科教育の研究推進
2	永岡 佳子	幕張東小学校	国語科教育の研究推進
3	中木 希	おゆみ野南中学校	国語科教育の研究推進
4	及川 洋平	こてはし台小学校	社会科教育の研究推進
5	椎名 和宏	打瀬中学校	社会科教育の研究推進
6	村瀬 方彬	泉谷小学校	算数科教育の研究推進
7	正路 要	星久喜中学校	数学科教育の研究推進
8	前川 良平	打瀬小学校	理科教育の研究推進
9	大野 貴子	誉田中学校	理科教育の研究推進
10	西田 理恵	稲毛第二小学校	音楽科教育の研究推進
11	藤崎 郁江	新宿小学校	図画工作科教育の研究推進
12	矢内 美佳	加曾利中学校	家庭科教育の研究推進
13	齋藤 義則	幕張小学校	体育科教育の研究推進
14	藤瀬 研吾	生浜中学校	保健体育科教育の研究推進
15	砂川 拓	花見川中学校	英語科教育の研究推進
16	土谷 匡	稲毛高等学校附属中学校	英語科教育の研究推進
17	竹内 優子	登戸小学校	特別支援教育の研究推進
18	中村 雄司	真砂西小学校	情報教育の研究推進
19	石橋 武尚	末広中学校	生徒指導の研究推進
20	野村 未帆	鶴沢小学校	道徳教育の研究推進
21	木梨 ルミ	土気南中学校	保健・養護の研究推進
22	宮奈 香織	みつわ台北小学校	国際理解教育の研究推進
23	齋藤 亮介	小中台小学校	校内研修の研究推進
24	景山 牧子	有吉小学校	学校事務の研究推進
25	西澤 聡子	稲毛小学校	学校給食の研究推進

椎名公民館の休館延長について

生涯学習部生涯学習振興課

令和元年10月25日の大雨により発生した土砂崩れの影響で、今年度末を目途に休館中の椎名公民館（千葉市緑区富岡町290-1）につきまして、現在、崩落が発生した部分について対策工事が実施されておりますが、公民館の裏手部分などは工事が未施工であり、施設の安全性を確保できないと判断せざるを得ないことから、引き続き公民館の利用を中止し、休館することとしますので、お知らせします。

1 経過

- 令和元年10月26日 大雨により公民館裏手斜面に土砂崩れ確認後、
公民館、子どもルームの利用中止
- 11月 災害協定に基づき、市建設業協会による応急措置工事を実施
(斜面の樹木の伐採や土砂の除去、大型土のうによる土留め、
シートによる被覆など)
- 12月 緊急的な旧傾斜地崩壊対策事業の実施決定(国土交通省事業)
(土砂崩れの発生した子どもルーム寄りの斜面部分の工事)
- 令和2年 1月 斜面の安全確認実地調査
(土砂崩れの発生していない公民館側を含めた斜面全体の調査)
- 令和3年 1月～3月 国土交通省補助事業 急傾斜地崩壊対策事業工事(千葉県施工)

2 今後の方向性

- (1) 休館期間を令和3年度末(令和4年3月31日)まで延長する。
- (2) 現在、崩落が発生した部分について対策工事が実施されておりますが、公民館の裏手部分などは工事が未施工であり、施設の安全性を確保できないと判断せざるを得ないことから、工事終了後の令和3年度に、今後の椎名公民館の方向性について、早急に関係課と調整し決定する。

なお、同敷地内に設置していた「子どもルーム」は、引き続き椎名小学校(千葉市緑区茂呂町582)で開所する。

議案第 8 号

千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

千葉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 1 7 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会公印規則（昭和 4 3 年千葉市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項イの表第 1 号及び第 2 号中「1 1 0 個」を「1 0 8 個」に、同表第 3 号及び第 4 号中「5 5 個」を「5 4 個」に改める。

別表第 2 第 2 項イの表第 1 号中「1 1 0 個」を「1 0 8 個」に、同表第 2 号中「5 5 個」を「5 4 個」に改める。

様式第 3 号中「発信者名（使用公印名）」を「公印の名称」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

小学校及び中学校の新設・廃止に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、規則の一部改正を行うものであります。

議案第9号

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

第8条第9号中「併設型市立中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す市立中学校をいう。以下同じ。）を「市立中等教育学校」に改める。

第12条第1項第7号中「併設型市立中学校」を「市立中等教育学校」に改める。

第17条教育総務部総務課の事務分掌第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同事務分掌第11号の次に次の1号を加える。

（12）学校財務の支援に関すること。

第17条学校教育部教育改革推進課の事務分掌第6号中「市立高等学校」の次に「及び市立中等教育学校」を加える。

第17条教育指導課の事務分掌第7号中「国際理解教育及び外国人児童生徒・帰国児童生徒」を「国際教育」に改める。

第25条の2第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条の4第2項管理課の所掌事務第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号を1号ずつ繰り上げ、同項情報資料課の所掌事務第1号中「（文書の收受、発送等に限る。）」を削り、同所掌事務第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）館の施設設備の維持管理に関すること。

別表中

「

|       |                |                      |
|-------|----------------|----------------------|
| 学校施設課 | 学校環境改善<br>担当課長 | 学校施設の環境の改善に関<br>すること |
|-------|----------------|----------------------|

を

」

「

|       |                |                          |
|-------|----------------|--------------------------|
| 教育職員課 | 企画調査担当<br>課長   | 教職員の人事に係る企画及<br>び調査に関する事 |
| 学校施設課 | 学校環境改善<br>担当課長 | 学校施設の環境の改善に関<br>すること     |

に

」

改め、同表中中央図書館管理課の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

市立中等教育学校の開校準備や令和3年4月1日付け組織改正等に
伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであ
ります。

議案第10号

千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について
千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市教育委員会服務監理委員会規程(昭和53年千葉市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び教育職員課長」を「、学事課長及び生涯学習振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~  
議案説明

千葉市教育委員会服務監理委員会による評価の客観性をより高めることを目的に、委員構成を改めるため、訓令の一部改正を行うものがあります。





議案第11号

千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の一部  
改正について

千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の一部を改  
正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の一部  
を改正する規則

(千葉市公民館管理規則の一部改正)

第1条 千葉市公民館管理規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第2  
号)の一部を次のように改正する。

第6条中「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に關  
する条例」を「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条  
例」に、「第3条及び第4条」を「第4条及び第5条」に、「第3条  
第1項」を「第4条第1項」に改める。

(千葉市青少年センター管理規則の一部改正)

第2条 千葉市青少年センター管理規則(昭和48年千葉市教育委員会  
規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用  
に関する条例」を「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関  
する条例」に、「第3条から第6条まで」を「第4条から第7条ま  
で」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中  
「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行  
規則」を「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例  
施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号

千葉市立博物館管理規則の一部改正について

千葉市立博物館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立博物館管理規則の一部を改正する規則

千葉市立博物館管理規則（昭和58年千葉市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「様式第5号」を「様式第2号」に、「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

第7条第2項中「様式第7号」を「様式第4号」に、「様式第8号」を「様式第5号」に改める。

第9条第2項中「様式第9号」を「様式第6号」に、「様式第10号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第11号」を「様式第8号」に、「様式第12号」を「様式第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

様式に係る規定の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり
制定するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「84,000円」を「110,100円」に改める。

第4条第2号中「3,000円」を「825円」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

奨学のための給付金の支給年額が変更されることに伴い、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号

千葉市立中等教育学校管理規則の制定について  
千葉市立中等教育学校管理規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

教育委員会規則第 号

千葉市立中等教育学校管理規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 組織（第6条～第17条）
- 第3章 教育課程（第18条～第22条）
- 第4章 教科書及び教材（第23条～第25条）
- 第5章 学期及び休業日（第26条～第30条）
- 第6章 生徒（第31条～第53条）
- 第7章 成績の判定及び卒業の認定（第54条～第62条）
- 第8章 施設等の管理（第63条～第69条）
- 第9章 服務（第70条～第73条）
- 第10章 文書（第74条～第79条）
- 第11章 授業料等（第80条・第81条）
- 第12章 学校評価（第82条～第84条）
- 第13章 雑則（第85条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、千葉市立中等教育学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（校則等の制定）

第2条 校長は、この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関し校則その他に必要な事項を定めるものとする。



(生徒定員等)

第3条 学校の生徒定員は、次のとおりとする。

| 校名             | 生徒定員 |      |      |      |      |      |      |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
|                | 前期課程 |      |      | 後期課程 |      |      | 計    |
|                | 1年   | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 6年   |      |
| 千葉市立稲毛国際中等教育学校 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 960人 |

(課程・学科)

第4条 学校の後期課程の課程は単位制による全日制とし、学科は普通科とする。

(通学区域)

第5条 学校の通学区域は、千葉市内全域とする。

## 第2章 組織

(職員)

第6条 学校に、校長、教員、事務職員及び技術職員を置く。

(職及び職務)

第7条 前条に規定する職員の職及び職務は、次のとおりとする。

| 職員 | 職    | 職務                                                      |
|----|------|---------------------------------------------------------|
| 校長 | 校長   | 校務をつかさどり、所属職員を監督する。                                     |
| 教員 | 副校長  | 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。                                    |
|    | 教頭   | 校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。 |
|    | 主幹教諭 | 校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒   |

|      |             |                                            |
|------|-------------|--------------------------------------------|
|      |             | の教育をつかさどる。                                 |
|      | 教諭          | 生徒の教育をつかさどる。                               |
|      | 助教諭         | 教諭の職務を助ける。                                 |
|      | 講師          | 教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。                        |
|      | 養護教諭        | 生徒の養護をつかさどる。                               |
|      | 養護助教諭       | 養護教諭の職務を助ける。                               |
|      | 栄養教諭        | 生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。                        |
|      | 栄養助教諭       | 栄養教諭の職務を助ける。                               |
|      | 実習助手        | 実験又は実習について、教諭の職務を助ける。                      |
| 事務職員 | 事務長         | 上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督を行い、事務をつかさどる。         |
|      | 主査          | 上司の命を受け、事務をつかさどる。                          |
|      | 主査補         |                                            |
|      | 副主査         |                                            |
|      | 主任主事        |                                            |
|      | 主事          |                                            |
| 技術職員 | 総括主任<br>栄養士 | 上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的業務に従事する。             |
|      | 主任栄養士       |                                            |
|      | 栄養士         |                                            |
|      | 総括用務長       | 上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。 |
|      | 用務作業        | 上司の命を受け、学校環境の整備その                          |

|  |       |                             |
|--|-------|-----------------------------|
|  | 主任    | 他の用務に従事する。                  |
|  | 用務主任  |                             |
|  | 技能主任  | 上司の命を受け、技能業務に従事する。          |
|  | 用務作業員 | 上司の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。 |
|  | 用務員   |                             |
|  | 技能員   | 上司の命を受け、技能業務に従事する。          |

(非常勤講師)

第8条 第6条の規定にかかわらず、必要に応じ非常勤講師及び非常勤職員を置くことができる。

(教務主任等)

第9条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事及び研究主任を置く。

ただし、特別の事情があるときは、研究主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

5 研究主任は、校長の監督を受け、研究に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

6 第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、第3項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは学年主任を、第4項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を、それぞれ置かないことができる。

7 教務主任、学年主任、保健主事及び研究主任は、当該学校の主幹教諭又は教諭（保健主事にあつては、主幹教諭、教諭又は養護教諭）の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(生徒指導主事等)

第10条 学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは生徒指導主事を、第3項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。
- 5 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、前条第7項の規定を準用する。

(その他の主任等)

第11条 学校には、第9条及び前条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、当該学校の教員の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の任期)

第12条 第9条から前条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(司書教諭)

第13条 学校に司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。
- 3 司書教諭の発令については第9条第7項の規定を、司書教諭の任期については前条の規定を準用する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第14条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(職員会議)

第15条 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前2項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(校務分掌)

第16条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

2 校長は、法令及びこの規則の定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。

3 校長は、前項の規定により校務の分掌を定めたときは、その概要を教育委員会に報告しなければならない。

(学校評議員)

第17条 学校には、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

3 前2項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3章 教育課程

(編成及び報告)

第18条 学校の前期課程の教育課程にあつては中学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、後期課程の教育課程にあつては高等学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

2 前項に規定するもののほか、学校の教育課程は、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年文部省告示第154号)に規定する基準により定める。

3 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

4 校長は、前期課程における当該年度の教育課程の実施状況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(学年の授業時数)

第19条 学年の授業時数については、校長が定める。

(修学旅行)

第20条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

2 校長は、宿泊を要する修学旅行(海外修学旅行を除く。)を行う場合には、実施の日の14日前までに教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、海外修学旅行を行う場合には、実施の日の60日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(校外行事)

第21条 教育活動の一環として行う校外行事のうち、次に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、これを行うものとする。

(1) 学校以外の施設を利用する実習及び見学

(2) 運動・技術・芸能に関する対外競技

(3) 水泳・臨海学校・キャンプ・登山その他教育委員会の指定する特殊な校外行事

2 前項に定める行事(教育関係機関又は教育関係団体が主催又は共催するものを除く。)を宿泊により行う場合(海外で行う場合を除く。)には、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、前項の行事を海外で行う場合には、実施の日の60日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(行事の届出)

第22条 前2条に規定する場合を除くほか、校長は、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

#### 第4章 教科書及び教材

(教科書)

第23条 教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて教育委員会が採択するものとする。

(準教科書)

第24条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、教科書に準じて使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を定めるものとする。

2 校長は、準教科書を定める場合は、使用する日の30日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の選定)

第25条 学校において教科、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動の指導のために使用する図書その他の材料（以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認めたものでなければならない。

2 校長は、教材を生徒に購入使用させるにあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

3 校長は、前期課程の生徒全員の教材として、教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書又はこれらに類するものを継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

4 前3項に規定するもののほか、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めるものとする。

第5章 学期及び休業日

(学期)

第26条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく学期は、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、前期の終期又は後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第27条 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始め休業日 4月1日から4月5日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで
- (3) 秋季休業日 後期の開始の日から3日間
- (4) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (6) 臨時休業日 校長が教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ教育委員会の承認を受けた日

2 校長は、前項第1号から第5号までの休業日については、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内で増減することができる。

3 校長は、教育上必要があるとき又はやむを得ない特別の事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第28条 前条の規定にかかわらず、非常変災、感染症の予防、その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

2 校長は、前項の規定により授業を行わなかったときは、臨時休業報告書(様式第1号)により教育委員会に報告しなければならない。

(振替授業)

第29条 校長は、学校運営上特に必要があると認めるときは、休業日と授業日を相互に振り替えて授業を行うこと(以下「振替授業」という。)ができる。

2 校長は、振替授業を行うにあたっては、体育祭、文化祭その他恒例の学校行事による場合を除くほか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(臨時休業の場合の授業時数確保のための措置)

第30条 校長は、第28条の規定により臨時に授業を行わなかったため、第19条に定める授業時数の確保が困難と認められる場合は、休業日に授業を行うことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により休業日に授業を行う場合に



において準用する。

## 第6章 生徒

### (入学の志願及び募集等)

第31条 校長は、入学志願者に対し、教育委員会の定めるところにより、入学者選抜を行うものとする。

2 学校に入学を志願することができる者は、本人及び保護者が本市に居住する者とする。

3 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。

### (志願手続)

第32条 学校に入学を志願しようとする者は、所定の入学願書に必要な書類及び入学検査料を添え、志願する学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により第1学年に入学を志願する場合には、在籍(出身)小学校長等を経由するものとする。

### (編入学等)

第33条 校長は、教育上支障がない場合に限り、正当な理由があり、かつ、相当の年齢に達し、相当の学力及び適性があると認められた者に対して、前期課程にあつては相当の学年に、後期課程にあつては相当の期間を在学すべき期間として、編入学及び転入学を許可することができる。

2 前項による認定に必要な事項は、校長が定める。

3 第31条第2項及び第3項の規定は、第1項の入学又は転学をしようとする者に準用する。

### (入学等の時期)

第34条 入学許可の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第1項の規定により入学を許可されたとき、又は特別の事由があるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。

### (入学手続)

第35条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から7日以内に保証人と連署して誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

2 生徒の保護者又は保証人が変更になったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

（保護者）

第36条 第31条第2項及び前条に規定する保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者）をいう。

（保証人）

第37条 第35条の保証人は独立の生計を営む成年者で学校に対して保護者ととともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から保護者が選定したものでなければならない。

2 校長は、保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。

（転居等）

第38条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更をしたときには、速やかに校長に届け出なければならない。

（転学、転籍及び退学）

第39条 転学、転籍又は退学しようとする者は、その事由を具し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

（留学）

第40条 後期課程に在籍する生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由及び期間、留学しようとする高等学校の名称その他校長が定める事項を具し、保護者と連署して、校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、前項の留学を許可することができる。

3 前項の許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、保護

者と連署して、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

4 第2項の許可を受けて留学した生徒が、第57条第2項に規定する単位の修得の認定を受けようとするときは、保護者と連署して、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、校長に願い出なければならない。

5 第2項の許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

6 校長は、留学の事由がなくなつたと認めるときは、当該生徒の留学を取り消すことができる。

(休学)

第41条 後期課程に在籍する生徒が病気その他、やむを得ない事由のため、3月以上出席することができないときは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の事由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第42条 休学の許可を受けた後、3月までにその事由がなくなつたときは、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。

2 校長は、前項の規定により願い出があつた場合には、当該休学を取り消すことができる。

(復学)

第43条 休学中の生徒が、その事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、その事由及び期日を具し、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、休学の許可を受けた後3月までの間は復学を願い出ることにはできない。

2 休学期間の満了後1月以内に復学又は退学の手続をしない生徒については、校長は、退学を命ずることができる。

(再入学)

第44条 校長は、退学後2年以内に再び入学を願い出た者のあるときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、前期課程にあつては相当の学年に、後期課程にあつては相当の期間を在学すべき期間として入学を許可することができる。

2 第35条の規定は、再入学の場合に準用する。

(健康診断)

第45条 校長は、毎学年定期に生徒の健康診断を行わなければならない。

2 校長は、必要があると認めるときは、臨時に生徒の健康診断を行うことができる。

3 校長は、健康診断を行ったときは、実施後20日以内に健康診断報告書(様式第3号)により教育委員会に報告しなければならない。

(予防措置等)

第46条 校長は、前条の健康診断の結果に基づき、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 病気の予防処置を行うこと。

(2) 病気の治療を受けるべきこと、又は病気の予防処置を行うべきことを生徒又は保護者に指示すること。

(3) 生徒の運動及び作業を軽減すること。

(忌引等の取扱い)

第47条 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

(1) 忌引

(2) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止

(3) 風、水、火災その他の変災による事故

(4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合

2 前項第1号に掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、父母

については7日、祖父母又は兄弟姉妹については3日、伯叔父母又は曾祖父母については1日とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、その都度必要と認められる日数とする。

(前期課程の生徒に関する通知書の様式)

第48条 校長が学校教育法施行令第20条の規定により教育委員会に通知するときは、生徒に関する通知書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 校長が学校教育法施行令第22条の規定により前期課程修了者の氏名を教育委員会に通知するときは、前期課程修了者の通知書(様式第5号)により行うものとする。

(表彰)

第49条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

- 2 前項の規定による表彰の手續等については、校長が定める。

(出席停止)

第50条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の生徒の教育に妨げがあると認める前期課程に在籍する生徒があり、出席停止の措置を講ずる必要があると認められる場合は、出席停止に関する報告書(様式第6号)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

(懲戒)

第51条 生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

- 2 前項の規定による懲戒処分は、保護者又は保証人の立会のうえ、校長が告知する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、前期課程の生徒に対しては、懲戒処分

として停学を行うことはできない。

第52条 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成果の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 停学は、30日以内の期間登校を停止するものとする。

第53条 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

## 第7章 成績の判定及び卒業の認定

### (成績の判定)

第54条 生徒の成績の判定は、担任教員の行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基礎として校長が行う。

2 前項の判定の方法については、校長が定めるものとする。

### (前期課程の修了)

第55条 前期課程に在籍する生徒の学年末における当該学年の課程の修了の認定は、校長が行う。

### (後期課程の履修の認定)

第56条 後期課程に在籍する生徒が学校の定める指導計画に従って受けた授業時数が学年の授業時数の3分の2以上の場合、校長は、科目及び総合的な学習の時間の履修を認定するものとする。ただし、特別の事由がある場合には、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。

### (単位の修得の認定)

第57条 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な学習の時間の成果が、教科及び科目の目標並びに総合的な学習の時間のねらいから見て満足できると認められる場合は、校長は、学年末において、当該科目及び総合的な学習の時間について所定の単位を修得したことを認定するものとする。ただし、必要がある場合には、単位の修得の

認定を学期の区分ごとに行うことができる。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、校長は、第40条第2項の規定により留学を許可した生徒について、学年の途中においても、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う学修であつて、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るものを、当該生徒の在学する中等教育学校の後期課程における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
- 4 校長は、前3項の規定により、単位修得の認定を受けた者に対しては、請求に応じて単位修得証明書又は成績証明書を交付するものとする。

（学校間の連携等）

第58条 校長は、教育上有益と認めるときは、後期課程に在籍する生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は特別支援学校の高等部において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 校長は、当該校長の定めるところにより、他の高等学校の生徒について、一部の科目の履修を許可することができる。

（学校外の学修の単位認定）

第59条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する中等教育学校後期課程における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に

定めるもの

(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（与えることのできる単位数の上限）

第60条 第58条の規定により与えることのできる単位数及び前条の規定により与えることのできる単位数の合計数は、36を超えないものとする。

（原級留置）

第61条 校長は、各学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒その他進級させることが教育上不相当であると認める生徒については、原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の処置を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（卒業の認定等）

第62条 校長は、所定の教育課程を修了したと認められる生徒には、卒業を認定し、卒業証書（様式第7号）を授与しなければならない。

2 卒業を認定する時期は、3月とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる生徒については、当該各号に定める時期に卒業を認定することができる。

(1) 第6学年において第40条第2項の規定による許可を受け留学をした生徒であつて、当該学年を超えて留学し、第57条第2項の規定により単位の修得を認定されたもの 第57条第2項の規定により単位の修得を認定した時期

(2) 第56条ただし書の規定により単位の修得を認定されたもの 第56条ただし書の規定により単位の修得を認定した時期

(3) 帰国子女等で、学年の途中において学期の区分に従い入学を許可されたもの 学期の区分に従い単位の修得を認定した時期

第8章 施設等の管理



(管理)

第63条 校長は、学校の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の管理を統轄し、職員は、校長の定めるところにより、施設等の管理を分掌する。

2 校長は、施設等の管理簿を備え、その現況を記載しておかなければならない。

3 校長は、毎年度の施設等の現況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(施設等の利用)

第64条 学校教育法（昭和22年法律第71号）第137条の規定により施設等を社会教育その他公共のために利用させることに關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(施設の改造等)

第65条 校長は、学校の施設の一部を改造し、又は使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(滅失又は損傷の報告)

第66条 校長は、施設等の一部又は全部が滅失又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(防火管理者等)

第67条 校長は、副校長又は教頭に消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項又は第36条第1項において読み替えて準用する第8条第1項に規定する防火管理者又は防災管理者を命ずる。

(非常変災等の対策措置)

第68条 校長は、非常変災その他急迫の事態に備えて、生徒の避難その他職員の講ずべき処置等に関する計画を年度当初に策定し、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、避難又は消火訓練及び消防設備の点検を定期的実施しなければならない。

3 学校の重要な文書、記録、備品等については、非常持出品目録を作成し、標識を付けるものとする。

(宿日直勤務)

第69条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、職員に、宿日直勤務を命ずることができる。

- (1) 非常変災の場合
- (2) その他校長が必要と認める場合

2 前項に規定するもののほか、宿日直勤務に関し必要な事項は、校長が定める。

第9章 服務

(履歴書)

第70条 校長は、職員が新たに配置されたときは、速やかに履歴書(様式第8号)を作成しなければならない。

(教員の研修)

第71条 校長は、教員の職責を遂行するために必要な研修を奨励するとともに研修計画を策定し、その実施に努めなければならない。

(服務報告)

第72条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 公務上の災害を受けたと認められるとき
- (3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき

(補則)

第73条 この章に定めるもののほか、職員の服務については、教育委員会が別に定める。

第10章 文書

(表簿)

第74条 学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条第1項に規定するもののほか次のとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 旧職員の履歴に関するもの
- (4) 学校要覧
- (5) 教育指導計画に関するもの
- (6) 転学者、退学者、留学者及び休学者に関するもの
- (7) 生徒の賞罰に関するもの
- (8) 第48条の規定による通知に関するもの
- (9) 職員の進退及び給与に関するもの
- (10) 職員会議録
- (11) その他法令に規定するもの  
(指導要録等)

第75条 生徒の指導要録(写及び抄本を含む。)及び出席簿の規格様式及び取扱いは、教育委員会が別に定める基準によるものとする。

(定例報告)

第76条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項についてそれぞれ当該中欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

| 事項               | 期日                                        | 様式     |
|------------------|-------------------------------------------|--------|
| 1 卒業(修了)認定の状況    | 4月1日(第62条第3項の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)  | 様式第9号  |
| 2 入学許可の状況        | 4月10日(第33条第1項の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内) | 様式第10号 |
| 3 各教科・科目の年間授業時間数 | 3月31日                                     | 様式第11号 |

(報告)

第77条 校長は、生徒数、学級数及び職員数を教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、職員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。

(事故報告)

第78条 校長は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちに教育委員会にその事情を連絡し、速やかにその詳細に報告しなければならない。

(1) 生徒のはなはだしい非行

(2) 職員又は生徒の事故による傷害又は死亡

(3) 職員又は生徒の感染症その他の集団疾病

(4) 災害その他の突発事故

(事務処理)

第79条 学校における文書処理、公印の取扱いその他の事務処理については、この規則に定めるものを除くほか、教育委員会が別に定める。

#### 第11章 授業料等

(授業料等)

第80条 市が徴収する授業料・手数料等については、千葉市立学校授業料等徴収条例(昭和34年千葉市条例第23号)及び千葉市証明等手数料条例(昭和22年千葉市条例第15号)の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処置)

第81条 校長は、後期課程に在籍する生徒が授業料を滞納したときは、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、授業料の滞納が3月を超える後期課程に在籍する生徒に対しては、退学を命ずることができる。

#### 第12章 学校評価

(自己評価)

第82条 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(学校関係者評価)

第83条 学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(評価結果の設置者への報告)

第8.4条 学校は、第8.2条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を教育委員会に報告するものとする。

### 第13章 雑則

(委任)

第8.5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条、第23条から第25条まで、第31条、第32条及び第80条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間における生徒定員は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間

| 前期課程 |  |      |
|------|--|------|
| 1年   |  | 計    |
| 160人 |  | 160人 |

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間

| 前期課程 |      |  |      |
|------|------|--|------|
| 1年   | 2年   |  | 計    |
| 160人 | 160人 |  | 320人 |

(3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間

| 前期課程 |      |      |  |      |
|------|------|------|--|------|
| 1年   | 2年   | 3年   |  | 計    |
| 160人 | 160人 | 160人 |  | 480人 |

(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間

| 前期課程 |      |      | 後期課程 |      |
|------|------|------|------|------|
| 1年   | 2年   | 3年   | 4年   | 計    |
| 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 640人 |

(5) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間

| 前期課程 |      |      | 後期課程 |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 1年   | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 計    |
| 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 800人 |

3 令和4年3月31日までの間、第18条、第24条、第25条、第31条及び第32条の規定中「校長」とあるのは「教育長が別に定める者」とする。

4 令和4年3月31日までの間、第80条の規定中「千葉市立学校授業料等徴収条例（昭和34年千葉市条例第23号）及び千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）」とあるのは「千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）」とする。

様式第1号

臨時休業報告書

年 月 日

（あて先）千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

下記により、臨時休業しましたので報告します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 事由      |  |
| 期日又は期間  |  |
| 休業した学年  |  |
| 生徒の処置   |  |
| その他特記事項 |  |

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市立 中等教育学校長

現 住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

現 住 所 \_\_\_\_\_

保証人氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

次の者の在学中は、校則その他の規定を守らせるとともに、本人の一身上のことに  
関しては、一切私どもにおいてお引き受けします。

現住所 \_\_\_\_\_

生徒氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第3号

健康診断報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

下記により、健康診断をしましたので報告します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 実施年月日     |  |
| 実施の場所     |  |
| 定期臨時の別    |  |
| 実施学年及び生徒数 |  |
| 健康診断医師氏名  |  |
| 特記事項      |  |



様式第4号

生徒に関する通知書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

学校教育法施行令第20条による該当者を、下記のとおり報告します。

記

|                  |  |                   |  |
|------------------|--|-------------------|--|
| 学 年 組            |  | 欠 席 理 由           |  |
| 生 徒 氏 名          |  |                   |  |
| 生 年 月 日          |  |                   |  |
| 保 護 者 氏 名        |  | そ の 他、<br>特 記 事 項 |  |
| 現 住 所            |  |                   |  |
| 欠 席 期 間          |  |                   |  |
| 担 任 教 員<br>職 氏 名 |  |                   |  |

記入上の注意 備考欄には原級留置の内訳その他必要事項を記入する。

様式第 5 号

前期課程修了者の通知書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

学校教育法施行令第 22 条による該当者を、下記のとおり報告します。

記

| 番号 | 生徒氏名 | 生年月日 | 保護者氏名 | 現住所 | 備考 |
|----|------|------|-------|-----|----|
|    |      |      |       |     |    |
|    |      |      |       |     |    |
|    |      |      |       |     |    |
|    |      |      |       |     |    |
|    |      |      |       |     |    |

様式第6号

出席停止に関する報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

このことについて、次の生徒は、以下に掲げる行為を繰り返し行う等性行不良であつて、他の生徒の教育に妨げがあることから、出席停止が必要であると認められるので、報告します。

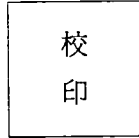
記

|                |     |                   |  |
|----------------|-----|-------------------|--|
| 学年・組           | 年 組 | 生徒氏名              |  |
| 保護者氏名          |     |                   |  |
| 現住所            |     |                   |  |
| 行為の状況          |     |                   |  |
| 上記の行為が繰り返された期間 |     | 年 月 日 ( ) 頃から現在まで |  |

卒業証書

氏名

年 月 日生



右は本校 科の課程を修了したことを証する

年 月 日

千葉市立 中等教育学校長



第 号

|                                                          |            |            |            |           |               |            |       |
|----------------------------------------------------------|------------|------------|------------|-----------|---------------|------------|-------|
| 氏<br>コード番号                                               |            | 履 歴 書      |            |           |               | (甲号)       |       |
| 氏<br>ふりがな<br>名                                           |            |            |            | 印         | 旧<br>氏<br>名   |            |       |
|                                                          |            |            |            | により       |               | により        |       |
|                                                          | 年 月 日改姓(名) |            |            |           |               | 年 月 日改姓(名) |       |
|                                                          |            |            |            | により       |               | 性別         | 男 ・ 女 |
|                                                          |            |            | 年 月 日改姓(名) |           | 生年            | 年 月 日      |       |
|                                                          |            |            | 年 月 日      |           | 日             |            |       |
| 現<br>住<br>所                                              | 〒 T e l    |            |            |           | 本<br>籍<br>地   | 都・道・府・県    |       |
|                                                          |            |            |            |           |               | 都・道・府・県    |       |
|                                                          |            |            |            |           |               | 都・道・府・県    |       |
|                                                          |            |            |            |           |               | 都・道・府・県    |       |
| 学<br>歴                                                   | 学校         | 学部         | 科名         | 就 学 期 間   | 修 業 区 分       |            |       |
|                                                          |            |            |            | 年 月～年 月 日 | 第 学年          | 卒・修・退      |       |
|                                                          |            |            |            | 年 月～年 月 日 | 第 学年          | 卒・修・退      |       |
|                                                          |            |            |            | 年 月～年 月 日 | 第 学年          | 卒・修・退      |       |
|                                                          |            |            |            | 年 月～年 月 日 | 第 学年          | 卒・修・退      |       |
|                                                          |            |            |            | 年 月～年 月 日 | 第 学年          | 卒・修・退      |       |
|                                                          |            |            |            | 年 月～年 月 日 | 第 学年          | 卒・修・退      |       |
| 教<br>育<br>職<br>員<br>免<br>許<br>状                          | 種 類        | 教科又は特別支援教育 |            | 番 号       | 授与年月日         | 授与権者       |       |
|                                                          | ①          |            |            |           | . . .         |            |       |
|                                                          | ②          |            |            |           | 有効期間満了日 . . . |            |       |
|                                                          | ③          |            |            |           | . . .         |            |       |
|                                                          | ④          |            |            |           | 有効期間満了日 . . . |            |       |
|                                                          | ⑤          |            |            |           | . . .         |            |       |
| 教<br>員<br>免<br>許<br>更<br>新<br>制<br>に<br>係<br>る<br>記<br>録 | 確<br>認     | 延<br>期     | 免<br>除     | 更<br>新    | 延<br>長        | 備<br>考     |       |
|                                                          | . . .      | . . .      | . . .      | . . .     | . . .         | . . .      |       |
|                                                          | . . .      | . . .      | . . .      | . . .     | . . .         | . . .      |       |
| 資<br>格<br>等                                              | 種 類        | 番 号        |            | 授与年月日     | 授与権者          | 備 考        |       |
|                                                          |            |            |            | . . .     |               |            |       |
|                                                          |            |            |            | . . .     |               |            |       |
| 研<br>修                                                   | 区 分        | 期 間        | 実施機関       | 賞 年 月 日   | 賞 罰 事 項       | 賞 罰 機 関    |       |
|                                                          |            |            |            | . . .     |               |            |       |
|                                                          |            |            |            | . . .     |               |            |       |



様式第9号

卒業認定状況報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

このことについて、 年度における卒業認定状況を下記のとおり報告します。

記

| 課 程   | 学 科 | 在籍者数           |   |   | 卒業認定者数 |   |   | 原級留置者数 |   |   | 備<br>考 |
|-------|-----|----------------|---|---|--------|---|---|--------|---|---|--------|
|       |     | 〔 2月末日<br>現在 〕 |   |   |        |   |   |        |   |   |        |
| 全 日 制 | 科   | 男              | 女 | 計 | 男      | 女 | 計 | 男      | 女 | 計 |        |
|       |     |                |   |   |        |   |   |        |   |   |        |

記入上の注意 備考欄には原級留置の内訳その他必要事項を記入する。

様式第10号

入学許可状況報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

| 入学志願者数 |   |   | 入学許可候補者数 |   |   | 入学者数 |   |   |
|--------|---|---|----------|---|---|------|---|---|
| 男      | 女 | 計 | 男        | 女 | 計 | 男    | 女 | 計 |
|        |   |   |          |   |   |      |   |   |





議案第 1.5 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について  
千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則を  
次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 1 7 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則

(千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和 3 9 年千葉市  
教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 1 条の 4 から第 3 1 条の 6 までを次のように改める。

第 3 1 条の 4 から第 3 1 条の 6 まで 削除

第 3 1 条の 7 の見出し中「入学手続」を「保護者の変更」に  
改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とし、同条中「誓  
約書」の次に、「(別記第 6 条の 2 様式)」を加える。

第 3 1 条の 8 中「第 3 1 条の 5 第 1 項及び」を削る。

(千葉市立高等学校管理規則の一部改正)

第 2 条 千葉市立高等学校管理規則(昭和 3 9 年千葉市教育委員  
会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 4 条中「千葉市立高等学校授業料等徴収条例」を「千葉  
市立学校授業料等徴収条例」に、「千葉市手数料条例」を「千葉  
市証明等手数料条例」に改める。

(千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第 3 条 千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則(昭和 5 7  
年千葉市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市立学校授業料等徴収条例施行規則

第 1 条中「千葉市立高等学校授業料等徴収条例」を「千葉市  
立学校授業料等徴収条例」に改める。

第2条第1号中「第29条」の次に「又は千葉市立中等教育学校管理規則（令和3年千葉市教育委員会規則第 号）第36条」を加える。

様式第1号中「高等学校授業料」を「授業料」に改める。

様式第2号中「高等学校長」を「学校長」に改める。

様式第4号中「高等学校」を「学校」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間における千葉市立稲毛高等学校附属中学校の生徒定員は、第1条の規定による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の3の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間

| 2年  | 3年  | 計    |
|-----|-----|------|
| 80人 | 80人 | 160人 |

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間

| 3年  | 計   |
|-----|-----|
| 80人 | 80人 |



## 議 案 説 明

中等教育学校設置に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。



議案第16号

千葉市立学校教員採用選考規程の一部改正について

千葉市立学校教員採用選考規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市立学校教員採用選考規程(平成4年千葉市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 千葉市立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉市立中等教育学校の設置に伴う所要の改正を行うため、訓令の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号

令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について
令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について、次の
とおり定めるものとする。

令和3年3月17日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

1 選抜日程

(1) 出願書類等受付

令和3年11月18日(木)～11月25日(木)

(2) 一次検査実施

令和3年12月11日(土)

(3) 一次検査結果の発表

令和3年12月22日(水)

(4) 報告書・志願理由書等の提出

令和4年1月11日(火)～1月13日(木)

(5) 二次検査実施

令和4年1月24日(月)

(6) 選抜結果の発表

令和4年2月1日(火)

※一次検査では、適性検査Ⅰと適性検査Ⅱを実施する。

※二次検査では、適性検査Ⅲと面接を実施する。

2 応募資格

(1) 令和4年3月小学校卒業見込みであること。

(2) 本人及び保護者が千葉市に居住すること。

3 募集定員

160名

4 検査内容

(1) 一次検査

①適性検査Ⅰ 45分

文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。

②適性検査Ⅱ 45分

自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。

(2) 二次検査

①適性検査Ⅲ 45分

- ・小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。
- ・自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。

②面接

将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。

5 選抜方法

(1) 一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。なお、二次検査受検候補者は募集定員の2倍程度とする。

(2) 小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

(3) 入学者選抜の詳細は、入学者募集要項等に明示する。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものであります。

